

長崎市債権管理台帳システム構築等業務に係る説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

長崎市債権管理台帳システム構築等業務

(2) 業務内容

長崎市債権管理台帳システム構築等業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月25日（木）まで

(4) 履行場所

発注者が指定する場所

(5) 予算額

10,203,000円（消費税相当額を含む。）

(6) 業務実施上の条件

- ア 本仕様書に示す要件を充足するものとして、新規開発若しくは既存パッケージ等のカスタマイズのいずれかでシステムを構築する。特定業者に偏向していない技術による製品・ソフトウェア等を用いて、機能拡張性及び保守性が確保されたシステムとすること。
- イ 構築するシステムは、発注者のLGWAN接続系ネットワーク内で動作するシステムであること。
- ウ オンプレミスで構築すること。
- エ 品質確保、スケジュールの順守が可能な開発手法であること。
- オ 提案書と同時に提出を求める機能要件対応確認書の必須項目に対応不可がないこと。

(7) 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- ア 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定するもの（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- イ 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品製造等競争入札有資格者名簿に「コンピュータシステム設計・開発」の業種で登録がある者であること。
- ウ イの名簿に地域区分が市内としての登録がある者であること。
- エ 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定されたものでないこと。）
- カ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- キ 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。

ク 長崎市債権管理台帳システム構築等業務特定審査委員会（以下「特定審査委員会」という。）の委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

(8) 成果品

ア 成果品の種類及び提出部数並びに提出期限

成果物に記載する内容については、都度、発注者へ提示すること。また、成果物は、電子媒体により2部納品すること。

番号	成果物	提出部数	提出期限
1	ハードウェア構成一覧表	電子媒体に より2部	令和9年3月25日（木） ※成果物に記載する内容については、 都度、発注者へ提示すること
2	要件定義書		
3	外部設計書		
4	内部設計書		
5	設定項目一覧		
6	単体試験		
7	結合試験		
8	総合試験		
9	運用試験		
10	システム・データ移行		
11	研修		
12	マニュアル等		
13	議事録等		

(9) その他

ア 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

イ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

ウ 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

エ 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

オ 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。

カ 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。

キ 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。

（7）提案資格を満たさないこととなった場合

（イ）参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

ク 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。

ケ 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

コ 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当

該参加表明者はその旨を記載した書面を5(3)の場所に届け出なければならない。

2 スケジュール（予定）

内容	期限等
公告日	令和7年11月14日（金）
説明書その他資料配布期間	令和7年11月14日（金）から 令和7年12月25日（木）17時まで
説明書等に対する質問提出期間	令和7年11月14日（金）から 令和7年11月25日（火）17時まで
質問に対する回答期限	令和7年12月1日（月）17時まで ※質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものは適宜回答します。
参加表明の手続き期限	令和7年11月25日（火）17時まで
提案書提出要請日	令和7年11月26日（水）
提案書提出期限	令和7年12月26日（金）17時まで
ヒアリング実施日	令和8年1月16日（金） ※日時、留意事項等の詳細については別途通知します。
決定・非決定通知日	令和8年1月19日（月）
見積書提出期限	令和8年1月下旬 ※決定者に対して特別滞納整理室から日時を連絡します。
契約締結予定日	令和8年2月12日（木）

3 参加表明の手続き

(1) 提出書類

プロポーザル参加表明書（第1号様式）」及び担当者連絡先（様式ア）

(2) 提出期限

令和7年11月25日（火）17時必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

(3) 提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所3階

長崎市財務部特別滞納整理室民事債権班（電話：095-829-1265）

(4) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けないので留意すること。

4 提案資格の確認

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するとともに、プロポーザル参加要請書により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するものとする。

通知予定日 令和7年11月26日（水）

5 説明書等に対する質問

(1) 受付方法

質問書（様式シ）に記載の上、電子メール又はファクシミリにより下記（3）に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期間

公告日から令和7年11月25日（火）17時必着

(3) 質問書送付先及び連絡先

長崎市財務部特別滞納整理室民事債権班

電話：095-829-1265

E-mail: tokutai@city.nagasaki.lg.jp ファクシミリ：095-826-9221

(4) 質問に対する回答

令和7年12月1日（月）17時までに質問を取りまとめ、質問回答書（様式ス）により提案資格を満たす者すべてに直接電子メール又はファクシミリで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

6 提案書の提出

(1) 提出書類

下記のとおり、紙及びデータにて提出すること。

文書番号	書類名	備考
1	提案書	第4号様式
2	組織調書	様式イ
3	業務等実績調書	様式ウ
4	配置予定者調書	様式エ
5	参考見積書	様式オ ※予算額を超える場合は、審査の対象としない
6	業務等の実施方針	様式ケ
7	業務等の実施手法	様式コ
8	機能要件対応確認書	別紙
9	その他（提出要請書に対する意見、代替案等）	様式サ

また、「本業務に係る提案」については、以下の項目を盛り込むこと。

ア 提案段階で想定するハードウェア構成

(2) 参考見積の提出

提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積り（様式オ）を提出すること。

ただし、その取扱いは、積算の際の参考及び提案書を特定するための評価項目として用いることとする。

(3) 書類作成上の注意事項

用紙サイズは原則として日本産業規格A4版とし、文字サイズは全て10ポイント以上とする。ただし、やむを得ない場合はA3版も可とする。なお、提案にあたっては別途示す仕様書に基づき提案することとするが、仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については提案を妨げない。

(4) 提出部数

提出書類一式をセットにしたものを 2 部（うち 1 部は会社名あり、1 部は会社名なし）とし、提案書（第 4 号様式）については、裏面を白紙とする。なお、会社名なしの書類については、会社又は法人名、ロゴ、所在地等、提出者を特定できるような内容は記載しないこと。また、データについては社名ありのデータ及びなしのデータをそれぞれ提出すること。

(5) 提出期限

令和 7 年 12 月 26 日（金）17 時【必着】（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

(6) 提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号 長崎市役所 3 階

長崎市財務部特別滞納整理室民事債権班（電話：095-829-1265）

(7) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 4 条第 2 項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 1 項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

7 ヒアリング

提出された提案書について、提案者から説明を受けるためヒアリングを行う。

(1) 実施日

令和 8 年 1 月 16 日（金）（日時等の詳細については別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。）

(2) 持ち時間

説明 40 分以内及び質疑応答 20 分程度 計 60 分程度

(3) 出席者

5 人以内（リモート参加者を含む。）とする。

(4) その他

ヒアリング用の機材は提案者で用意すること。ただし、ヒアリングに必要なスクリーン及び投影機は本市で用意する。

また、説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

8 受託者の決定・非決定に関する事項

特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に、受託者を決定し、受託者として決定した者に対しては、決定通知書により、受託者として決定しなかった者に対しては、非決定通知書により、それぞれ結果を通知する。

結果通知予定日 令和 8 年 1 月 19 日（月）（ヒアリング実施日以降）

9 受託候補者特定のための基準

受託候補者を特定するための基準は、別添の「評価基準」のとおりとする。

10 契約書の作成の要否

要

11 担当課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所3階

長崎市財務部特別滞納整理室民事債権班

電話：095-829-1265、FAX：095-826-9221

E-mail: tokutai@city.nagasaki.lg.jp